

2019年10月15日

インフルエンザ予防接種料の補助について

青年海外協力隊事務局
人材育成課

【訓練所入所前の方】

訓練所では、風邪はもとよりインフルエンザの患者が発生すると、集団感染につながり訓練の進行に大きな影響を及ぼす恐れがあります。特に3次隊はインフルエンザ流行期と重なりますので、可能な限り入所までにインフルエンザ予防接種を済ませてください(強い勧奨)。

■黄熱病予防接種が必要な方:

黄熱病予防接種が必要な国へ派遣される方がインフルエンザの予防接種を実施する場合は、まず、**インフルエンザの予防接種を訓練入所前5週間前までに実施**し、その後、**黄熱予防接種を訓練入所4週間前までに行うようにしてください**。(インフルエンザ予防接種後は1週間、黄熱予防接種後は4週間、他の予防接種ができません。)

■黄熱病予防接種が必要ではない方:

インフルエンザ予防接種後1週間は他の予防接種ができないことから、訓練入所1週間前までに予防接種を完了させて下さい。

【訓練修了後の方】

渡航前にインフルエンザに罹患した場合、最悪の場合、渡航延期になります。特に2次隊はインフルエンザ流行期と渡航時期が重なりますので、退所後のインフルエンザの予防接種をお勧めします。

【費用申請方法】

インフルエンザ予防接種料は、申請に基づき実費(**支給上限額は6,000円**)給付します。下記記載の様式①「インフルエンザ予防接種立替払い請求書」に必要事項を記入の上、様式②「インフルエンザ予防接種領収証貼付用紙」に領収書を貼付し、①②を併せて提出してください。

【提出先】

[1-4 問合せ一覧](#)

以上

【別紙】

- [様式①インフルエンザ予防接種立替払い請求書](#)
- [様式②インフルエンザ予防接種領収書貼付用紙](#)